

コミュファでんき料金の請求に係る取扱規約

(本規約)

第1条 中部テレコミュニケーション株式会社（以下、「当社」といいます。）は、コミュファでんき（au エネルギー&ライフ株式会社（以下、「auEL」といいます。）のコミュファでんき提供条件に定める約款、料金表及びコミュファでんき提供条件（以下、これらを併せて「でんき約款等」といいます。）に基づき提供される電気の供給等のサービスをいいます。以下同じとします。）の料金その他債務（以下、「コミュファでんき料金」といいます。）について、この「コミュファでんき料金の請求に係る取扱規約」（以下、「本規約」といいます。）に基づき、お客さまに請求する取扱いを行います。

2 本規約で使用する用語の意義は、本規約に別段の定めがある場合を除き、次表に定める当社の契約約款及び利用規約等（以下、「関連規約」といいます。）並びにでんき約款等に定めるところによります。

関連規約
光ネットサービス契約約款（コミュファ光ネット プロバイダー体型）
光ネットサービス契約約款（コミュファ）
光ネットアクセスサービス契約約款（コミュファ光ネット プロバイダ選択型）
光ネットアクセスサービス契約約款（アクセスコミュファ）
光ネット集合一括サービス（オールコミュファ・マンション）利用契約約款
コミュファじたく Wi-Fi by au 5G サービスご利用規約

3 本規約本文のほか、関連規約及び当社が定める本サービスに関する諸規程（当社が別に Web サイト等において公表するご利用条件等を含みますが、これらに限られません。以下、「諸規程」といいます。）は、本規約の一部を構成するものとします。

4 本規約本文と諸規程との間に矛盾、抵触が生じた場合は、当該諸規程を優先して適用するものとします。

(規約の変更)

第2条 当社は、民法の定めに従い、お客さまの承諾を得ることなく、本規約を変更することがあります。この場合、当社は、変更後の本規約及びその効力発生時期を、本サービスに係る Web サイト又は当社の運営する Web サイトに掲載して周知するものとします。また改定された本規約は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとし、以後本サービスの内容及び料金その他提供条件は変更後の規約によります。

2 本規約の変更等その他本サービスに関する事項等のお客さまへの通知は、本サービスに係る Web サイト又は当社の運営する Web サイトに掲載する方法により行われ、当該通知内容が当社の指定する Web サイトに表示された時にその効力を生じるものとします。

(用語の定義)

第3条 本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使います。

用語	内容
中部電力ミライズ	中部電力ミライズ株式会社
auEL	au エネルギー&ライフ株式会社
コミュファでんき提供条件	auEL が定めるコミュファでんき提供条件
小売電気事業者	中部電力ミライズ
電気契約	でんき約款等及びコミュファでんき提供条件に基づき、auEL 及び小売電気事業者がお客さまとの間で締結する契約
電気料金	でんき約款等に従ってお客さまが auEL に支払義務を負う料金
電気料金相当額	auEL から当社に債権譲渡され、当社がお客さまへ請求する電気料金と同額の金額

当社等	当社、auEL 及び小売電気事業者（中部電力ミライズ）
本サービス	電気料金を、債権譲渡により、当社がお客さまに請求し、お客さまから auEL への直接支払いを不要とするサービス
コミュファサービス	光ネットサービス契約約款（コミュファ光ネット プロバイダータイプ）に定める光ネットサービス、光ネットサービス契約約款（コミュファ）に定める光ネットサービス、光ネットアクセスサービス契約約款（コミュファ光ネット プロバイダ選択型）に定める光ネットアクセスサービス、光ネットアクセスサービス契約約款（アクセスコミュファ）に定める光ネットアクセスサービス、コミュファじたく Wi-Fi by au 5G サービスご利用規約に定めるコミュファじたく Wi-Fi by au 5G サービス及び光ネット集合一括サービス利用契約約款に定める光ネット集合一括サービス

（本サービスの内容）

第4条 当社は、電気料金相当額を、お客さまに請求するものとします。

- 2 お客さまは、auEL がお客さまに対して有する電気料金その他電気契約に基づく債権を、当社に譲渡することにあらかじめ同意するものとします。この場合、当社は、電気料金相当額について、auEL に代わってではなく、譲受人としてお客さまに対し請求し、これを受領することができるものとします。
- 3 お客さまは、前項の電気料金相当額について、当社の請求に従い、その全額を本規約に基づき当社に支払うものとします。なお、諸規程に定めるサービス等に関する料金その他債務と電気料金相当額に係る支払債務とを一括して請求する取扱いは、諸規程によるものとします。
- 4 本サービスは、当社が債権を譲り受けて請求・受領するものであり、当社が小売電気事業者の電気供給義務その他電気契約上の義務を引き受けるものではなく、また、お客さまの auEL に対する債務を保証するものでもありません。

（本サービスの提供条件及び有効期間）

第5条 当社は、本サービスについて、当社所定の申込方法によって申込を受け付けます。なお、お客さまは、本規約に同意のうえ、当社へ申込されるものとします。

- 2 お客さまは、電気料金相当額に係る支払債務の請求先が電気契約の契約名義や契約住所と異なるお客さま（以下、「請求先契約者」といいます。）となる場合、当該支払債務が本規約及び諸規程に従って請求先契約者に請求されることについて、でんき約款等の適用される電気契約の締結前及び本サービスの申込みまでに、請求先契約者から同意を得ていることを表明し、保証します。なお、当社は、お客さまが当該電気契約を申込まれたことをもって、かかる表明及び保証があったものとみなします。
- 3 当社、小売電気事業者及び auEL は、お客さまが前項の表明及び保証に違反したことにより生じたクレーム、トラブル等について、第15条（免責）に定める場合を除き、一切責任を負わないものとし、お客さまは、かかるクレーム、トラブル等により当社又は小売電気事業者に損害が生じた場合、当該損害を賠償する責めを負います。また、当該損害が auEL に生じた場合も同様とします。
- 4 当社がお客さまからの申込を承諾した時点で、お客さまと当社との間で本規約に基づき本サービスの利用に係る契約（以下、「本サービス利用契約」といいます。）が成立するものとします。
- 5 本サービス利用契約の有効期間についてはでんき約款等に定める期間と同一とするものとします。

（本サービス提供の料金）

第6条 本サービス提供の料金は、無料となります。

ただし、第7条（債権譲渡に基づく請求等）第3項及び第4項に基づき、払込取扱票付き書面請求書の発行を受けたときは、同条第4項に定める請求書送付手数料を支払っていただきます。

(債権譲渡に基づく請求等)

第7条 電気料金については、当社と auEL との定めに基づき、auEL がお客さまに対して有する電気料金に係る債権を、当社が譲り受けるものとします。当社は、当該譲り受けた電気料金に相当する金額を、コミュファサービスの利用料金と合算して請求するものとし、お客さまは、コミュファサービスのお支払い方法に準じて当該電気料金相当額を支払うものとします。

2 当社は、前項に定める合算請求が行えない場合、次の各号に定めるいずれかの方法により、お客さまへ電気料金相当額を請求するものとします。

(1) お客さまが電気料金相当額を口座振替により支払う旨を選択した場合、当社が委託する収納代行業者からお客さまにご請求いたします。

(2) お客さまが電気料金相当額をクレジットカードにより支払う旨を選択した場合、お客さまがご契約されているクレジットカード会社からお客さまにご請求いたします。なお、クレジットカード会社からの請求明細書等には、合算先の料金とあわせて表示されることがあります。

3 当社は、口座振替又はクレジットカード等による料金等の支払いに係る手続きが行われていない(手続きを行った後その取扱いができないこととなった場合を含みます。)等、当社所定の事由に該当するときは、当社が指定する金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票付き書面請求書の発行並びにその他必要な取り扱いを行います。

4 お客さまは前項の規定に基づいて払込取扱票付き書面請求書の発行を受けたときは、次表に定める請求書送付手数料を支払っていただきます。

ただし、当社が別に定める条件に該当するときは、手数料の負担を要しません。

料金種別	単位	料金額
請求書送付手数料	1 発行ごと	税抜 400 円 (税込 440 円)

(電気料金相当額のお支払い及び支払期日等)

第8条 電気料金については、毎月、電気料金相当額を、当社が指定する方法により、お客さまに当社へ支払っていただきます。

2 電気料金相当額の支払期日は、別途当社が指定した日といたします。

3 電気料金相当額は、いかなる場合でも、当社に支払っていただきます。

4 第5条(本サービスの提供条件及び有効期間)第2項の規定により、当社が請求先契約者に電気料金相当額の支払いを請求している場合、請求先契約者がお客さまの電気料金相当額について支払いを拒んだと当社が認めたときは、当社はお客さまにお客さまの電気料金相当額の支払いを請求することがあります。

5 当社等に起因する事由により、電気料金相当額の額について精算又は返金を要する場合、その取扱いは、当社が auEL から受領する精算情報に基づき、当社所定の方法により行うものとします。

6 お客さまが電気契約を廃止する場合又は変更する場合には、お客さま自らが auEL に対して、廃止又は変更の申込みをするものといたします。なお、お客さまが電気契約を廃止又は変更した場合であっても、当社は、前項に定める場合を除き、すでにお支払いいただいた当該電気契約に基づく電気料金相当額の返金等は、行いません。

7 毎月の電気料金相当額の支払いが、その支払期日を過ぎても当社又は当社が指定する金融機関若しくはお客さまがご契約のクレジットカード会社にて入金の確認ができない場合、当社は、お客さまに対する本サービスの提供を中止することがあります。

8 当社又は auEL は、電気料金又は電気料金相当額の分割による支払いをお受けすることはいたしません。また、電気料金又は電気料金相当額その他、お客さまへのご請求(コミュファサービスの利用料金を含みますがこれに限らないものといたします。)がある場合には、電気料金又は電気料金相当額のみを対象としたお支払いをお受けすることはいたしません。

(電気契約の終了)

第9条 電気契約の取消、廃止、無効その他の理由により、電気契約が終了したときは、当該終了日

をもって本サービス利用契約も終了するものとします。

ただし、この場合においても、電気契約の終了までに発生し、かつ当社に譲渡された電気料金に係る支払債務については、当社はお客さまに請求することができるものとします。

(延滞利息)

第10条 お客さまが本規約に定める所定の期日までに、電気契約及び本サービスに関する金銭債務の履行を遅延した場合には、お客さまは当社に対し、年率3.0%の割合で算定した延滞利息をお支払いいただきます。なお、延滞利息は、原則として電気料金相当額とあわせてお支払いいただきます。

(お客さまが行う本サービス利用契約の解除等)

- 第11条 お客さまは、本サービス利用契約を解除し、又は電気契約を変更しようとする場合には、auELに事前に届け出るものとします。届出がなかったことによりお客さまが被った損害について、当社は一切責任を負いません。
- 2 前項の定めにかかわらず、本サービス利用契約は、届出に基づきお客さまが希望する日以降最初のでんき約款等に定める検針日又はその次の検針日をもって終了するものとします。
- 3 当社は、本サービス利用契約の終了前に当社がお客さまから受領した電気料金相当額に係る支払金については、第8条（電気料金相当額のお支払い及び支払期日等）第5項に定める場合を除き、返還義務を負わないものとします。
- 4 お客さまは、本サービス利用契約の終了までに発生し、かつ当社に譲渡された電気料金に係る支払債務について、本サービス利用契約の終了後も、本規約及び諸規程に従って履行するものとします。

(本サービスの停止)

第12条 当社は、お客さまが電気料金相当額の支払いを遅滞した場合、その他、お客さまが本規約の条項のいずれかに違反し、又は違反するおそれが高いと当社が合理的に判断した場合、若しくは第13条（当社が行う本サービス利用契約の解除等）第1項各号に定める解除事由が発生した場合には、お客さまへ告知することなく、お客さまに対する本サービスの提供を停止することができるものといたします。

(当社が行う本サービス利用契約の解除等)

- 第13条 お客さまに次のいずれかに掲げる事由が生じた場合は、当社は、次項に従い本サービス利用契約を解除することができるものといたします。
- (1) お客さまが当社に提出した申込書等の書面や申込に係る事項に虚偽又は不正確な記載があったとき、又は故意に重要な事項の記載をしなかったとき
 - (2) 本サービスに基づく電気料金相当額の未払い等、本規約の各条項のいずれか1つにでも違反したとき
 - (3) お客さまに当社又はauELが提供する他のサービスの利用料金等（当社が電気料金相当額に係る支払債務と一括してお客さまに請求する料金等を指します。）の支払遅延等のお客さまの責に帰すべき事由により、当社等の提供する他のサービス等の利用に係る契約が当社等により解除されたとき
 - (4) お客さまが自ら振りだした手形・小切手が不渡りになったとき又はその他支払停止になったとき
 - (5) お客さまが差押え、仮差押え又は仮処分の申立、若しくは滞納処分を受けたとき、破産手続開始又は民事再生手続開始の申立を受けたとき、若しくはこれらの申立を自らしたとき
 - (6) お客さまの所在が不明であるとき
 - (7) お客さまの資産、信用、支払能力に重大な変化が生じたと当社が合理的に認めたとき、又はその他お客さまが著しい信用不安に陥ったと当社が合理的に認めたとき
 - (8) お客さまが「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に定める暴力

団員又はこれに類する者に該当すると当社が判断したとき

(9) お客さまと小売電気事業者との電気契約が消滅したとき

(10) 当社と auEL との電気販売業務委託契約その他本サービスの提供に必要な契約関係（債権譲渡又は請求・回収に係る取決めを含みます。）が終了し、又は本サービスの継続が困難となったとき

(11) お客さまがコミュファサービスを解除されたとき

(12) その他、お客さまにおいて、当社が本サービスの提供を維持し難いと認める事由が生じたとき

2 前項第 11 号を除く各号に定める事由が生じた場合又は本規約に違反した場合には、お客さまは、当社等に対して負担する一切の金銭債務について当然に期限の利益を失い、かつ、当社は、お客さまへの催告又は通知をもって本サービス利用契約を解除することができるものとします。

なお、前項第 11 号に定める事由が生じた場合の取扱いについては、でんきサービス重要事項説明（コミュファでんき 中部電力エリア専用）の定めに従うものとします。

3 第 1 項各号に定める事由が生じた場合には、当社又は当社等とお客さまとの契約に基づきご利用になっている本サービス以外の他のサービスが、利用停止又は契約解除となる可能性があります。

4 当社は、当社の裁量にもとづき、本サービスの全部又は一部を変更、中止又は廃止することができるものといたします。なお、本サービスを変更、中止又は廃止する場合には、原則として事前に、当社が適当と判断した方法によりお客さまにお知らせいたします。

（本サービスの停止、廃止又は終了時の措置及び精算）

第 14 条 本規約、でんき約款等又は諸規程に定めるところにより、本サービス利用契約が終了した場合、お客さまは、auEL に対して、支払方法を変更するために必要な手続き等をすみやかに行うものとします。

2 前項の場合、理由の如何を問わず、電気契約の終了までに発生し、かつ当社に譲渡された電気料金に係る支払債務は、当然に期限の利益を失い、お客さまは直ちに当社に対しこれを支払うものとします。

3 理由の如何を問わず、本サービス利用契約が終了した場合、本サービス利用契約を条件として当社又は auEL が提供している特典その他の経済上の利益の提供は、直ちに終了するものとします。

（免責）

第 15 条 当社は、第 9 条（電気契約の終了）に定める本サービス利用契約の終了及び第 13 条（当社が行う本サービス利用契約の解除等）に基づく本サービス利用契約の解除等の当社の責に帰すべからざる事由に起因してお客さまに生じた損害について、お客さまに対して何らの損害賠償の責を負わないものとします。また、当社の責に帰すべき事由に起因してお客さまに生じた損害であっても、当社は、当該損害が発生した月のお客さまの電気料金の基本料金に相当する金額を上限として損害賠償の責を負うものとします。

ただし、当社の故意又は重過失による損害については、当該上限を適用しないものとします。

（権利及び義務の譲渡禁止）

第 16 条 お客さまは、本サービスに関する権利及び義務の全部又は一部について、第三者に譲渡若しくは担保に供することはできません。

（お客さまに係る情報の利用）

第 17 条 お客さまは、当社が次の各項の条件に従い、お客さまに係る情報（当社がお客さまに関して取得する氏名、住所、生年月日、電話番号及び契約者識別符号等の全てのお客さまの情報をいい、当社が本サービス若しくは次表に定めるサービスに関して取得するお客さまの情報を含みますがこれに限りません。以下、「お客さま情報」といいます。）を利用することに同意するものとします。

2 当社は、お客さま情報を次に定める目的の遂行に必要な範囲において、利用するものとします。

- (1) お客さまからの問い合わせへの対応、本サービスの利用に関する手続きの案内又は情報提供等の契約者に対する対応業務
- (2) 本サービス提供における課金計算に係る業務
- (3) 本サービス提供における料金請求に係る業務
- (4) 市場調査及びその分析
- (5) 当社又は他社の商品、サービス並びにキャンペーンの案内等
- (6) 情報通信業界の発展及び契約者のサービス向上への寄与のための情報提供を行う通知
- (7) 前各号のほか当社が公表する「ctc プライバシーポリシー」に定める目的

3 当社は、以下の各号に掲げる場合には、お客さま情報を第三者に提供するものとします。また、当社は、個人情報保護法、電気事業法、電気通信事業法その他の法令の規定に従い、当社が取り扱う個人情報を書面の送付又は電子的若しくは磁気的な方法等により第三者に提供することがあります。

- (1) 支払期日を経過したにもかかわらず、電気料金相当額に係る支払債務その他本規約に基づく債務を支払わないお客さま又は不払い額若しくは滞納額に争いがあるお客さまのお客さま情報を、争いがある場合はその旨の情報等と併せ、電気料金不払いの発生を防ぐことを目的として、auEL へ提供する場合
- (2) 電気契約の契約申込受付時の加入審査に活用することにより、不正な加入、電気料金不払いの発生等を防ぐことを目的として、お客さま情報（お客さまの職業、勤務先、本人確認書類の号、料金の支払い方法・状況、支払い口座又はカードの番号、契約状況、審査結果、不正行為に関する記録、不払いとなった時期、不払い額及び滞納額に争いがある場合等におけるその旨の情報等を含みます。）を auEL へ提供する場合
- (3) 電気契約の契約申込受付時の加入審査及び加入後の調査に活用することにより、不正な加入、料金不払いの発生等を防ぐことを目的として、お客さま情報を、お客さまにより提示された偽造又は改ざんされた証明書に関する個人情報（当該証明書に記載された名前、名前カナ、生年月日、住所、郵便番号、証明書種別、証明書番号、証明書発行元、申込日、連絡先電話番号、逮捕情報、偽造の手口、加入審査結果等）と併せ、auEL へ提供する場合

4 前項に定めるほか、当社が別に定める共同利用者とお客さま情報の共同利用を行う場合においては、お客さま情報を、第2項第1号から第7号までに定める目的で共同利用するものとします。

5 前項の場合において、当社の情報セキュリティ管理者は、共同利用に係るお客さま情報について、責任を有するものとします。

6 前各項に定める他、本サービスに関して取得したお客さまに関する情報の取扱いについては、当社が公表する「ctc プライバシーポリシー」が適用されます。

（協議事項）

第18条 当社又はお客さまは、本規約により生じる権利及び義務を誠実に履行し、本規約に定めない事項又は本規約の各条項に関する疑義が生じたときは、双方、誠意をもって協議し解決するよう努めるものといたします。なお、本規約に定めのない電気契約に係る電気料金その他の供給条件については、でんき約款等によります。

（管轄裁判所）

第19条 本規約及び本サービス利用契約に関する一切の係争については、名古屋地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

附則

第 1 条 本規約は 2026 年 9 月 1 日から実施します。